

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第7項に基づく銃砲等又は刀剣類の提出命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第8条第7項	根拠条項：第8条第7項
処分の概要： <u>銃砲等</u> の提出命令	処分の概要： <u>銃砲等又は刀剣類</u> の提出命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項
処分基準： 当該 <u>銃砲</u> 又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、 <u>銃砲</u> 又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。	処分基準： 当該 <u>銃砲等</u> 又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、 <u>銃砲等</u> 又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：住所地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177
備考：	備考：